

多面的機能支払交付金の 活動の手引き

広域活動組織用

（複数集落で構成される活動組織は、
必要に応じて本手引きも参照してください。）

京都府 農林水産部

令和7年10月

はじめに

農業は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

このため、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。また、これにより、農業の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

この手引きは、地域の皆さんが「多面的機能支払交付金」を活用して活動に取り組んでいただけるよう、計画の策定、活動の実施、活動の報告など一連の流れに沿って具体的な進め方を解説したものです。

農業の有する多面的機能



目 次

手引きの見方	3
改正のポイント	4
多面的機能支払交付金の構成	11
手続の概要	12
I 広域活動組織の設立、事業計画の作成	
1 広域活動組織の設立のねらい	13
2 広域活動組織の規模及び構成員	14
3 広域協定書（案）の作成	15
4 広域協定運営委員会規則（案）の作成）	24
5 事業計画（案）の作成	30
6 活動計画（案）の作成	32
7 工事に関する確認書の締結	55
8 長寿命化整備計画書の作成	56
9 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）	59
10 設立委員会の開催	60
11 広域協定運営委員会の開催	61
II 事業計画の認定	62
III 交付金及び概算払の申請	64
IV 活動の実施、記録	
1 活動の実施	65
2 活動の記録	66
3 金銭出納簿	75
4 財産管理台帳	83
V 活動の報告	
1 報告の流れ	87
2 実施経過報告書の作成	93
3 実施状況報告書の作成	96
4 環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）	106
VI 地域資源保全管理構想	107
VII 活動項目番号表	115

各項目の内容

- ・ 各項目の内容を記載しています。

各種様式を記入する際の留意事項等を記載しています。

参考情報

参考例、〇〇等の参考情報を記載しています。

注意すべき不適切な実施例

不適切な事例を記載しています。

会計検査関係指導

会計検査において指摘のあった内容に関することを記載しています。

令和7年度 改正のポイント

(1) 交付金の加算措置を拡充します

①「組織の体制強化への支援」

広域活動組織の設立と活動支援班の設置を併せて実施した広域活動組織に対し、**40万円/組織を加算**します。

②「環境負荷低減の取組への支援」

環境負荷低減の取組を促進するため、**これまで環境保全型農業直接支払交付金において支援してきた長期中干し等の水管理を伴う取組への支援については、地域でまとまりをもって取り組むことで効率的かつ効果的に推進されることが期待できることから、令和7年度からは資源向上支払の加算措置(みどり加算)として支援**します。

(2) 増進加算の対象活動を拡充します

多面的機能の更なる増進への支援項目の追加

加算対象活動に「**広域活動組織における活動支援班による活動の実施**」、「**水管理を通じた環境負荷低減活動の強化**」の項目を追加します。

(3) 資源向上支払(長寿命化)の交付単価を見直します

資源向上支払(長寿命化)の基本単価を適用する要件の変更

活動組織の規模に関わらず、**直営施工を実施する場合において、資源向上支払(長寿命化)の基本単価を適用します。****(直営施工を実施しない場合は、資源向上支払(長寿命化)の基本単価に5/6を乗じます。)**

※令和6年度に資源向上支払活動(長寿命化)を行っている場合、同年度を含む活動期間中は、交付単価に係る経過措置が適用されます。

(4) 環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)が事業要件になります

チェックシート方式により、環境負荷低減の取組の実践を要件化

令和7年度から、**全ての活動組織が「環境負荷低減のチェックシート」**に取り組む内容を記入して市町村に提出する必要があります。

(5) 事務負担の軽減を図ります

①様式を簡素化します

構成員名簿、活動計画書や活動記録を簡素化します。

②中山間直接支払との様式の共通化を図ります

中山間直接支払との一体的な運用を図るため、従来より多面的機能支払で使用してきた活動記録と金銭出納簿について、中山間直接支払においても使用することが可能になります。

令和6年度 改正のポイント

一部の加算措置が廃止されます

①「農村協働力の深化に向けた活動への支援」

農業者以外の者の構成比率が高く、また多くの参加を得た共同活動が毎年度行われる場合、資源向上支払（共同）の単価に加算します。

②「活動の広域化・体制強化への支援」

広域活動組織の面積規模等に応じた交付額とするとともに、最長5年間（当該活動期間中）にわたって継続的に支援します。



①②の加算措置について、令和6年4月より廃止

※令和5年度に上記の加算措置を受けている組織は、経過措置が適用される場合がありますので、詳しくはお住まいの市町村までお問い合わせください。

令和5年度 改正のポイント

(1) 事務の簡素化

①「農村環境保全活動」及び「多面的機能の増進を図る活動」の活動項目の変更に係る手続き簡素化

資源向上支払（共同）における「農村環境保全活動」及び「多面的機能の増進を図る活動」の活動項目を変更する場合は、**申請ではなく、変更計画書の届け出**を行うこととします。

※加算単価に変更がある場合は、引き続き申請が必要です。

申請・・・市町村の認定が必要。

届出・・・市町村の認定が不要。

②活性化計画に多面支払の活動を定める場合、事業計画書の提出が不要

農用地等の保全を定めた活性化計画(農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第5条第1項に規定する活性化計画)を作成しており、その添付書類として

- ・様式第1－1号 事業計画の認定申請書
- ・様式第1－2号 事業計画書
- ・様式第1－3号 活動計画書
- ・様式第1－4号 長寿命化整備計画書
- ・様式第1－5号 工事に関する確認書

を既に市町村に提出している場合は

上記様式第1－1号から第1－5号の提出が不要となります。

③地域計画に定める場合、地域資源保全管理構想の作成が不要

地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条第1項に定める地域計画）に地域資源保全管理構想に準ずる記載がある場合、**地域資源保全管理構想の作成が不要**となります。

④先進技術による現地確認が可能とわかるようにしました

これまでも実施可能でありましたが、現地確認の負担軽減を推進するため、**人工衛星やドローン等を用いた現地確認が可能であることを実施要領に明記**します。

令和5年度 改正のポイント

(2) 様式の変更なし

これまでは、毎年度様式を変更してきておりましたが、令和5年度は**様式の変更がありません**。

※ただし、活動期間原則5年に1度の提出となっている様式第1-1号 事業計画の認定申請書は変更あり。

(3) 電子申請が利用可能になります

スマホやタブレット、パソコンなどから交付金申請が行えるよう、**共通申請サービス(eMAFF)**による行政手続きのオンライン化へ対応します。

※共通申請サービス(emmaff)での申請には、市町村が対応可能となっている必要がありますので、各市町村へ問い合わせください。

※今までどおり、紙による申請も可能です。

(4) 市町村への提出書類の留意点

下表の書類は、市町村への提出や市町村での保管は義務ではありません。ただし、実施状況確認等のために必要であるため、活動組織において作成・保管は必要です（活動写真は活動組織の作成・保管も不要）。

書類名	作成・組織保管	提出・市町村保管
財産管理台帳	○	× ※1
領収書・通帳の写し	○	× ※1
総会資料・議事録	○	× ※1
活動写真	×	×

「○」…義務あり、「×」…義務ではない

※1 市町村から提出を求められた場合は、提出が必要です。

また、令和4年度より予算書や決算書、金銭出納簿等、都道府県・市町村または活動組織が保管すべき証拠書類のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、**電磁的記録での保管をすることもできます**。

令和4年度 改正のポイント

(1) 事務の簡素化

保管すべき証拠書類 ※1 のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができるようになりました。

※1 実施要領第1の14、第2の17及び18に基づく証拠書類が対象となります。

(2) 活動要件の見直し

「60 広報活動・農的関係人口の拡大」

⇒「地域外からの呼び込みによる農的関係人口の拡大のため」の広報活動も対象となります。

60 広報活動



60 広報活動・農的関係人口の拡大

(3) 一部様式の廃止・提出免除

1. 実施状況の確認通知書の様式を廃止します。

実施要領別記3-1様式第5号の通知書様式を廃止し、市町村の事務負担を軽減します。



2. 実施計画書（実績報告書）の重複提出を免除します。

実施要領様式2-8号実施計画書（実績報告書）について、交付要綱別記様式第1号交付申請書、別記様式第6号への添付形式として既に提出していた際は、提出を免除します。



3. 各様式に様式作成者及び提出先を明記します。

令和3年度 改正のポイント

(1) 新たな加算措置について

田んぼダムに取り組み、一定の実施面積等の要件を満たす場合、資源向上支払（共同）の単価が加算されます。（詳細は48ページ）

(2) 活動要件の見直し

「53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」

⇒「鳥獣緩衝帯※1の整備・保全管理」も対象となります。

※1 鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村が策定する
鳥獣被害防止計画に基づく活動の中で設置されたもの等

53 農地周りの環境改善活動の強化



53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化



鳥獣緩衝帯（イメージ）

(3) その他

1. 法人化した組織※1においては、金銭出納簿の市町村への提出が不要※2になります。

※1 法人化した活動組織とは、法人登記した組織（NPO法人や一般社団法人等）を指します。

※2 金銭出納簿の作成については、従来通り行うものとし、交付金の目的に沿った使用の確認のために、実施状況の確認等で提示できるよう、保管をお願いします。なお、金銭出納簿の様式については、様式第1-7号又は実施要領附則（H31.3.29付け）の4に基づく様式とします。

2. 多面的機能支払交付金実施要領に定める、市町村へ提出する様式について、押印を省略することが可能になります。

※日当の受領印については、活動組織内での合意のもと省略することも可能ですが、サインに代替するなどして、活動に参加者した本人が受領したことを確認しましょう。

(例)

(様式第1-1号)

令和○年○月○日	省略可 ↓
市町村 長 殿	
農業者団体等の名称 代表者の氏名	印

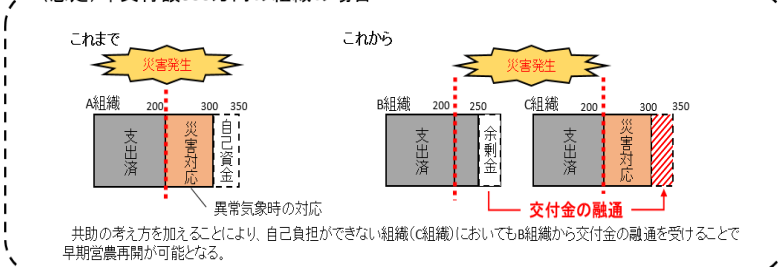
令和2年度 改正のポイント

(1) 災害時の対象組織間での交付金融通が可能になります

災害対応に十分な資金がない場合、**別の組織から交付金の融通を受けることが可能**となります。

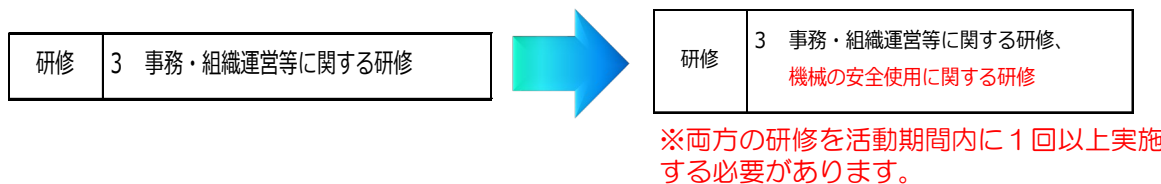
※翌年度以降の交付金の交
の際に、市町村が融通相当額
を上限に相殺し、交付するこ
とも可能です。

(想定)年交付額300万円の組織の場合



(2) 活動要件や項目、取組内容の見直し

1. 農地維持活動「研修」に「機械の安全使用に関する研修」の実施が要件化されます。



2. 資源向上活動「多面的機能の増進を図る活動」の取組内容が拡充されます。

「57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用」

「地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動」も対象となります。

57 医療・福祉との連携



57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用

「55 防災・減災力の強化」について

「災害時における応急体制の整備」も対象となります。

(例) 災害時の迅速な対応を目的として、防災担当の役員を任命

- ・ 構成員のうち、4割以上が非農家
- +
- ・ 構成員の8割以上が参加する実践活動を、毎年度行う

or

- ・ 構成員のうち、4割以上が非農家、かつ、役員に女性を2名以上選任
- +
- ・ 構成員の6割以上が参加する実践活動を、毎年度2種以上それぞれ別の日に行う

多面的機能支払交付金の構成

農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押しします。

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

(1) 地域資源の基礎的な保全活動 ※以下は活動例



水路の泥上げ



農道の路面維持



施設の点検



年度活動計画の策定

(2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・外来種の駆除、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 等

(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動 ※以下は活動例

① 施設の軽微な補修



ひび割れの補修



農道の部分補修

② 農村環境保全活動



外来種駆除



生きもの調査

③ 多面的機能の増進を図る活動

(2) 施設の長寿命化のための活動 ※以下は活動例



未舗装農道の舗装



素堀り水路からの更新



手続の概要

組織の設立から事業計画の認定まで

広域活動組織

① 広域協定書（案）等の作成

対象地域の設定、構成員の取りまとめを行い、組織の設立に必要な協定書などの案を作成します。
⇒詳細は15ページ～

② 事業計画書（案）の作成

組織が取り組む事業計画の案を作成します。
⇒詳細は30ページ～

③ 活動計画書（案）の作成

組織が取り組む活動計画の案を作成します。
⇒詳細は32ページ～

④ 設立委員会の開催

広域協定運営委員会の設置等について議決を得ます。
⇒詳細は60ページ

⑤ 広域協定運営委員会の開催

広域協定書、運営委員会規則、事業計画等の案について委員の合意を得て決定するとともに、広域活動組織を設立します。
⇒詳細は61ページ

⑥ 事業計画の申請

市町村長に事業計画書等を提出し、認定の申請を行います。

⑦ 事業計画の認定の通知

市町村長から事業計画の認定通知書が送付されます。

〇〇〇〇
市町村

【申請期限】
6月30日まで

交付金の交付申請から報告まで

広域活動組織

③ 活動の記録

交付金を活用し、認定を受けた事業計画及び活動計画に基づいて活動を実施します。
また、日々の作業の内容や金銭の収支等について記録します。
⇒詳細は65ページ～

④ 報告書類の作成

毎年度、活動計画に定めた事項の実施状況を取りまとめます。
⇒詳細は87ページ～

① 交付金の申請

市町村長に交付申請書を提出します。

② 交付決定・支払

交付決定通知が送付されます。その後、概算払請求により交付金が支払われます。

⑤ 実施経過報告（みどり加算のみ）

市町村長に実施経過報告書などを提出します。

⑥ 確認結果の通知

必要に応じ、確認結果が通知されます。

⑦ 実施状況報告

市町村長に実施状況報告書などを提出します。

⑧ 確認結果の通知

必要に応じ、確認結果が通知されます。

〇〇〇〇
市町村

【申請期限】
〇月〇日まで

〇〇〇〇
市町村

【報告期限】
1月31日まで

〇〇〇〇
市町村

【報告期限】
〇月〇日まで